

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第9章 改正

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

教育カリキュラム

日本国憲法

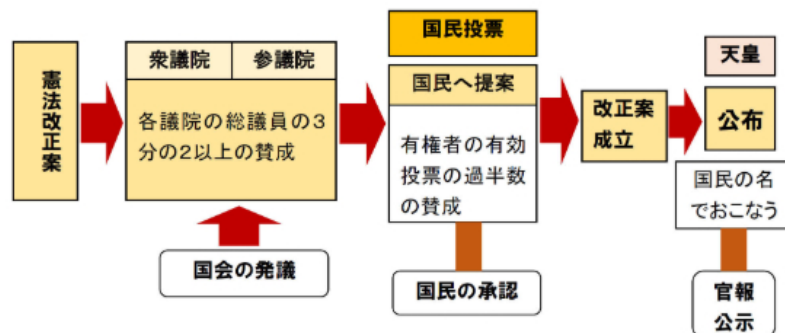
日本国憲法を知ろう (条文解説) 第9章 改正

日本国憲法第九十六条 【 憲法改正の手続き、公布 】

この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

② 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

憲法改正のながれ



概要説明

日本国憲法は、硬性憲法と言われ、憲法の改正要件は、厳格・困難な改正手続きを定めています。本条の「発議」とは、国会が国民に提案する原案である憲法改正案を決定することを言い、その発議には各議院において総議員の三分の二以上の賛成を要します。それぞれの議院で三分の二以上の賛成を要するのであって、両議院の議員全部を合わせた総議員の三分の二以上ではありません。両議院の地位は対等であって、両院の議決が異なっても両院協議会を開く必要はありません。

憲法改正は、主権者である国民の承認によって成立するものとされ、この承認は特別の国民投票または国会の定める選挙の際に行なわれる投票によってなされることになっています。

語句説明

①総議員・・・すべての議員。法で定められた全議員（法定数）という考え方と、死亡や辞職による欠員を除いた現在の全議員という考え方がある。

②発議・・・議論・意見等を言い出すこと。ここでは、国会が国民の承認を受けるべき憲法改正案を決定すること。

③国民投票・・・国政に関する重要な事柄について、国民一般が行う投票。

硬性憲法とは

憲法改正に当たって、一般の法律の制定より困難な手続を定めた憲法を硬性憲法と言います。一般の法律の制定と同じ手続によって改正できる憲法を軟性憲法と言います。日本国憲法は、衆議院と参議院でそれぞれ三分の二以上の賛成と、さらに国民投票で過半数の賛成がなければ改正できず、典型的な硬性憲法といえます。

このような改正の手続きを厳しくしているのは、憲法は国の基本を定めた法であって、法律体系や国民生活、国の将来などに与える影響が極めて大きく、安易に変更されるべきではないとからだと言われています。

改正の限界

憲法が改正の手続きを規定しているからと言って、どの条文も改正することができるのでしょうか。国によっては、改正の限界を定めているところもあります。例えば、旧西ドイツ基本法には、連邦の分割や

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

によって、改正の限界を定めていることについても、例えば、旧ドイツ基本法には、連邦の分割や基本原則の変更を禁止する旨の規定が置かれていましたし、フランス憲法も、共和政体の変更を禁止する規定がおかれています。

注) 旧西ドイツ基本法第79条③

連邦を各邦に分けること、立法における各邦の原則的協力、又は第一条（基本的人権の原則）及び第二十条（国民主権主義）において設定された基本原則に影響を及ぼすような基本法の改正は許されない。

PDF版

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🔍 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.